

令和7年度

社会福祉法人 山北町社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

近年、人口減少や高齢化等による家族機能の低下などの社会情勢により、地域住民のつながりの希薄化がより一層深刻化しているとともに、耕作放棄地、空き家、商店街の空き店舗が増えるなど、様々な課題が顕在化しています。また、団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年問題や、高齢化率がピークを迎える2050年問題など深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、町の「第4期地域福祉計画」と一体で策定した「第6次地域福祉活動計画」の2年目となりますが、基本理念である「地域ぐるみで支え合う、健康と福祉のまちづくり」の実現に向け、計画に掲げた事業を着実に進めてまいります。

併せて、新たに取り組むべき課題やニーズを的確に捉え、関係機関や各種団体との一層の連携のもと、福祉サービスの質の向上と住民主体の福祉のまちづくりを推進してまいります。

【重点目標】

1. 第6次地域福祉活動計画の推進

令和5年度に策定した「第6次地域福祉活動計画」に基づき、基本理念である「地域ぐるみで支え合う、健康と福祉のまちづくり」の実現に向け、本計画を推進します。また、町と共同設置している「山北町地域福祉計画等進行管理委員会」において、計画の進行管理を行います。

2. 会員の加入促進並びに財源の安定的確保

自主財源を確保するため、一般会費、特別会費、賛助会費の加入促進を図ります。また、共同募金配分金、寄付金等の維持・強化を図りつつ、行政からの補助金、受託金等の公費財源の安定的確保を図ります。

3. 生活支援事業を担う人材の確保

移送サービスや配食サービスなどの支援事業等に携わる人の高齢化や、定年延長などによる人材不足が顕著であることから、事業活動を周知するとともに、広く声掛けをするなどし、人材を確保します。

4. 法人後見事業の調査・研究

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思決定が困難な方の判断能力を補うため、本社協が成年後見人、保佐人または補助人になることにより、財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護する法人後見事業を実施するための調査・研究をします。

【事業内容】

※は新規事業

1. 法人運営事業

- (1) 理事会・評議員会等の定期的開催
 - ①理事会（3回）、評議員会（3回）、監事会（1回）の開催
 - ②正副会長会の開催（随時）
 - ③評議員選任・解任委員会の開催（評議員交代時）
 - ④役員研修会の開催（対象：理事、監事）
- (2) 事務局体制の強化
 - ①職員の研修会等
- (3) 自主財源の確保
 - ①社協会員の加入促進
一般会費、賛助会費、団体会費
 - ②寄付金
 - ③収益事業
自動販売機、マッサージ機、有料駐車場、広告料
- (4) 基金の管理・運用
- (5) 第6次地域福祉活動計画の進行管理
- (6) 関係機関との連携
 - ①役職員その他機関への参画
 - ②民生委員・児童委員活動との協働

2. 企画・広報事業

- (1) 広報紙「社協やまきた」の発行（年6回）
- (2) ホームページの活用・充実
- (3) 社会福祉大会の開催

3. ボランティア活動事業

- (1) ボランティアの発掘と登録の推進
- (2) ボランティア活動保険の加入促進
- (3) ボランティア団体活動補助金の適切な交付（5グループ）
- (4) 手話講座の開催
- (5) 災害ボランティアセンター運営体制の整備
 - ①災害ボランティアセンター運営町民スタッフ養成講座の開催
 - ②災害ボランティアセンター研修会等の広域的な連携

4. 地域福祉推進事業

- (1) 高齢者等の生きがい事業の実施
 - ①いきいきサロンの実施（月1回、第4火曜日）
 - ②ニコニコ健康体操（火曜日コース・水曜日コースともに月2回）
- (2) 小地域サロン活動への支援
- (3) レスパイトサービス事業の実施
- (4) 地区社協活動の支援
 - ①地区社協活動を支援するための助成金交付（8地区社協）
 - ②地区社協活動の広報
- (5) 福祉団体への助成金交付（4団体）
- (6) 福祉団体活動の活性化を促す協働事業の実施
 - ①世代間交流事業の実施（老人クラブ連合会と子ども）
 - ②ともしびショップ「さくら」の支援
 - ③やまぶき学級の開催
- (7) 福祉教育の推進
 - ①福祉体験学習の実施
 - ・高齢者施設での体験学習
 - ・ボランティアによる講座
 - ②認知症サポーター養成講座の開催
- (8) 行事用器材貸出事業の実施

5. 相談援護事業

- (1) 各分野の相談事業の実施
 - ①心配ごと相談（町助成事業：月1回、第1金曜日）
 - ②福祉と暮らしの相談窓口（社会福祉協議会）

- ②介護相談（地域包括支援センター）
- （２）生活福祉資金貸付事業の実施（県社協受託事業）
- （３）緊急援護貸付事業の実施
- （４）成年後見相談事業の実施
- ①あしがら成年後見センター（中核機関）との連携
- ※（５）法人後見事業の調査・研究

6. 共同募金配分金事業

- （１）共同募金運動の実施
- （２）共同募金配分金事業の実施

7. 居宅介護支援事業

- （１）紙おむつ・尿取りパット給付事業の実施
- （２）移送サービス事業の実施（町受託事業）
- （３）会食サービス事業の実施（町受託事業）
- （４）配食サービス事業の実施（町受託事業）
- （５）理容・美容サービス事業の実施
- （６）福祉車両貸出事業
- （７）買い物支援サービス事業の検討
- （８）福祉器材貸出事業の実施
 - 車いす、ポータブルトイレなど
- （９）見守りネットワーク事業の実施

8. 善意銀行事業

- （１）金銭預託
 - ①一般寄付
 - ②指定寄付
- （２）物品寄付

9. 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

- （１）福祉サービス利用援助
- （２）日常的な金銭管理サービス
- （３）書類等預かりサービス

10. 地域包括支援センター事業（町受託事業）

- (1) 総合相談支援業務
- (2) 権利擁護業務
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - ①町内ケアマネ会（12回／年開催）
 - ②地域包括ケア会議（6回／年開催）
 - ③行政会議（4回／年開催）
 - ④ケアマネ連絡会（1回／年開催）
- (4) 介護予防ケアマネジメント業務
- (5) 認知症に関する取り組み
 - ①認知症サポーター養成講座
 - ②認知症サポーターステップアップ講座
 - ③認知症カフェ（ひだまりカフェ：原則毎月第4金曜日開催）
 - ④認知症初期集中支援チーム会議（2回／年開催）